

## 地方公共サービス部会の設置について（案）

平成 19 年 9 月 日

### 1. 設置の趣旨

- ( 1 ) 地方公共団体から寄せられた意見・要望等に関して、責任を持って検討していく姿勢を対外的に明らかにする。
- ( 2 ) 法律上規定されている手続に基づく提案を受けて検討するだけでなく、地方公共団体の意見・要望を積極的かつ能動的にくみ上げる場として機能させる。
- ( 3 ) 中・長期的な観点から検討を深めていくべき課題についての論点の整理を、専門的な見地から進めていく場として機能させる。

以上のような機能・役割を果たしながら、専門的・実務的観点から地方公共団体に関連する業務の検討を進めて監理委員会の審議に資するため、地方公共サービス部会を設置する。

### 2. 検討スケジュール

#### 10 月～11 月（ 2 ～ 3 回程度開催 ）

- ・ 年内目途の基本方針の改定に盛り込む対象公共サービスの選定について検討

#### 12 月～ 3 月（ 月 1 回程度開催 ）

- ・ 次年度以降の課題を含め、地方公共団体が直面している中・長期的な問題点等について検討

### 3. その他

- ・ 部会の円滑かつ効率的な運営に資するため、部会の設置と並行して、地方公共団体から実務者の参画を広く求めた研究会を 10 月上旬を目途に設置する。